令和６年

第２０回 教 育 委 員 会 会 議

議案第３８号

秋田県教育委員会

議案第三十八号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（寒冷地手当の額） 第七十一条　条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。 世帯等の区分 世帯主である職員 扶養親族のある職員 扶養親族のない職員 その他の職員 地域の区分 一級地 二九、四〇〇円 一六、二〇〇円 一一、五〇〇円 二級地 二六、〇〇〇円 一四、五〇〇円 九、八〇〇円 三級地 二五、一〇〇円 一四、三〇〇円 九、六〇〇円 四級地 一九、八〇〇円 一一、四〇〇円 八、二〇〇円 備考　略 ２　略	（寒冷地手当の額） 第七十一条　条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。 世帯等の区分 世帯主である職員 扶養親族のある職員 扶養親族のない職員 その他の職員 地域の区分 一級地 二六、三八〇円 一四、五八〇円 一〇、三四〇円 二級地 二三、三六〇円 一三、〇六〇円 八、八〇〇円 三級地 二二、五四〇円 一二、八六〇円 八、六〇〇円 四級地 一七、八〇〇円 一〇、二〇〇円 七、三六〇円 備考　略 ２　略

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、令和六年四月一日から適用する。

令和六年十二月二十六日提出

秋田県教育委員会教育長　安　田　浩　幸

理　由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和六年秋田県条例第七十一号）による市町村立学校職員の給与等に関す

る条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、秋田県以外の地域に在勤する職員の寒冷地手当の額を改定する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

１　改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年秋田県条例第７１号）による市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和２８年秋田県条例第５９号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、秋田県以外の地域に在勤する職員の寒冷地手当の額を改定する必要がある。

２　改正内容

条例の一部改正による秋田県内に在勤する職員の寒冷地手当の額の改定状況を勘案し、秋田県以外の地域に在勤する職員の寒冷地手当の額を引き上げることとする。（第７１条関係）

３　施行期日等

⑴　この規則は、公布の日から施行することとする。

⑵　この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、令和６年４月１日から適用することとする。